

討議資料(4)
〔「仮想通貨」に関する論点②〕

討議資料(4)
(「仮想通貨」に関する論点②)

1. はじめに(前回の議論)

- 前回のワーキング・グループにおいては、仮想通貨に関し、最近の諸状況を踏まえ、①仮想通貨と法定通貨の交換所(以下、交換所という)に対して、犯罪収益移転防止法上のマネロン・テロ資金供与規制を課すことの是非、及び、②マネロン・テロ資金供与規制の導入とともに、利用者保護の観点から規制を導入することの是非、の2点について、議論が行われた。
- その際、仮に利用者保護の観点からの規制を導入する場合の具体的な規制のあり方については、後日改めて討議することとされた(討議資料(3)の3ページ参照)。

2. 仮に利用者保護の観点からの規制を導入する場合の論点

(規制の枠組み)

- 仮に利用者保護の観点からの規制を導入する場合、他の法制における例等を踏まえると、例えば、以下のような義務を措置することが論点となる。
 - ・ 誤認防止のための説明(例えば、仮想通貨は法定通貨との交換が保証されていないことなど)
 - ・ 名義貸しの禁止
 - ・ 利用者の保護等に関する措置の実施
 - －利用者に対する情報提供(取引内容、手数料、苦情連絡先等)
 - －金銭等の受領時における書面交付(電磁的方法も可)
 - －内部管理(社内規定の策定、従業員に対する研修の実施等)
 - ・ 利用者が預託した金銭・仮想通貨の分別管理

- ・ 情報の安全管理(システムのセキュリティ対策、個人情報の安全管理)
 - ・ 財務規制(最低資本金、最低純資産規制など)
 - ・ 帳簿書類の作成・保存、事業報告書の当局への提出
 - ・ 当局による報告徴求、検査、業務改善・停止命令、登録等の取消
- これらのうち、分別管理については、我が国の金融法制上、①供託の方法で保全するもの、②信託の方法で保全するもの、③自己の資産と顧客資産を明確に区分し、直ちに判別できる状態で管理するものに大別される。
- この点、仮想通貨については、現時点では、私法上の位置付けも明確でないため、供託・信託を行うことができないとの制約があると考えられるが、どうか。また、そうした中で、金銭についてのみ供託・信託を行うこととしても、どこまで利用者保護の実効性があるか疑問であるとの指摘、あるいは、現実には、交換所が金銭の信託を行うことが可能かとの指摘も考えられる。
- これらを勘案すると、少なくとも現時点では、顧客資産との区分管理を基本としつつ、現に国内で交換所において顧客資産が消失した事例が発生していることも踏まえ、供託・信託を行わないことを補うものとして、区分管理の状況について、公認会計士又は監査法人による外部監査を義務付けることが考えられるが、どうか。
- (注) 現行法制上、金融商品取引法に規定する第一種金融商品取引業者に対し、区分管理の状況について、定期的に公認会計士又は監査法人による外部監査を受ける義務が課されている例がある。
- 財務規制については、前回の審議において、我が国の交換所(仮想通貨の売買の場を提供する業者、又は、仮想通貨の売買の相手方となる業者)には中小零細事業者もあり、イノベーション促進の観点から、過度な水準にならないようにして欲しいとの要望があった。この点、利用者保護とイノベーション促進の観点のバランスに留意しつつ、適切な

水準が設定されるべきと考えられるが、どうか。

- また、財務規制を措置するにあたっては、財務諸表の適正性が前提となると考えられるところであり、そのためには公認会計士又は監査法人による外部監査を併せて義務付けることが適切であると考えられるが、どうか。

(規制の対象)

- 仮に利用者保護の観点からの規制を導入する場合、規制の対象については、仮想通貨の入手等は交換所を通じて行うことが主な方法となっているところ、仮想通貨と法定通貨の売買等(売買のほか、その媒介・取り次ぎ・代理を含む。また、売買等に関して行われる金銭又は仮想通貨の預託の受入れを含む。)を行う交換所は対象とすることが考えられるが、どうか。
- さらに、例えば、仮想通貨の保管のみを行う業者について、少なくとも現段階において、国内で広く展開されているわけではないと見られるが、利用者保護のための規制の潜脱防止等の観点から、併せて規制することの要否について検討する必要があるか。

(自主規制等)

- イノベーションの急速な進展等を展望すると、仮想通貨の交換所が提供するサービスの形態も急速に進化していくことが考えられる。前回の審議においては、仮に利用者保護の観点からの規制を導入する場合、基本的には、法令により規制を設けるとしても、法令による規制に業界の自主規制を適切に組み合わせることにより、機動的な対応を行うこと等が重要であると考えられるため、業界による自主規制の取組みを推進することが適当との意見があった。こうした指摘も踏まえ、自主規制団体や金融 ADR などの取扱いについて、どう考えるか。

(注) 自主規制に関しては、登録制の金融関連業については、法令に基づく認定協会等の制度が設けられていることが通例である。また、登録制・免許制の別によらず、主要な金融関連業については、金融 ADR の制度が設けられているのが通例であり、資金決済法においても、資金移動業について、同制度が設けられている。